

第3号議案説明資料

定款変更理由書（案）

滋賀県内のＪＡの合併が進展し、５年前には１６あったＪＡ数が現在では９ＪＡにまで減少している。この状況を受けて、ＪＡの県域組織（連合会）における各ＪＡの組合長等が果たすべき役割は、ますます重要性を増している。

このような背景の中、当組合の組合長が県域組織にて常勤役員等の重要な役席を担うことになった場合、当組合での職務が非常勤にならざるを得ないことから、組織の経営管理態勢の維持、継続を図ることを目的として、所要の変更を行う。

定款新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
第１章 総則 第１条～第３１条 （略） （組合長、<u>理事長</u>、専務理事及び常務理事） 第３２条 理事のうち１人を組合長とし、理事会の決議により理事のうちから選任する。 ２ 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の決議により理事のうちから選任することができる。 ３ 組合長は、組合の業務を統括する。 ４ <u>組合長が常勤でなくなった場合は、理事会の決議により理事のうちから組合長に代わり組合の業務を統括する理事長を選任することができる。</u> ５ 専務理事は、<u>組合長及び理事長</u>を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。 ６ 常務理事は、組合長、<u>理事長</u>及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、<u>組合長、理事長</u>及び専務理事に事故あるときはその職務を代理する。 第３３条～第７６条 （略） 附則（令和 年 月 日） １ この定款の変更は、<u>行政庁の認可書が到達した日（令和 年 月 日）から効力を生ずる。</u>	第１章 総則 第１条～第３１条 （略） （組合長、専務理事及び常務理事） 第３２条 理事のうち１人を組合長とし、理事会の決議により理事のうちから選任する。 ２ 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の決議により理事のうちから選任することができる。 ３ 組合長は、組合の業務を統括する。 ４ 専務理事は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。 ５ 常務理事は、組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、<u>組合長及び専務理事</u>に事故あるときはその職務を代理する。 第３３条～第７６条 （略）

附帯決議

定款の一部変更につき、認可申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。